

渡名喜県立自然公園

公園計画書

平成9年8月

沖 縄 県

目 次

1. 基本方針	1
(1) 保護の要点	1
(2) 利用の要点	2
2. 保護計画	3
(1) 保護規制計画	3
ア. 特別地域	3
イ. 普通地域	6
3. 利用計画	7
(1) 利用施設計画	7
ア. 単独施設	7

1. 基本方針

(1) 保護の要点

- ア. 主たる景観対象であり、自然環境の骨格部に位置する山地、崖地、海岸、海域の自然性を保護する。
- イ. 過去の開発によって自然度は低いが、自然地域と開発地域との間にあって、自然が回復しつつある地域を保全する。
- ウ. 渡名喜島の人文景観の魅力となっている区域である歴史性、風土性の高い集落景観、耕地景観及び保安林の持つ緩衝機能を保全し、公園利用の関連地域として環境の保全を図る。

エ. 地域および地種区分

以上の要点より、本公園区域は特別地域、普通地域、海面普通地域で構成し、特別地域は対象の性質により、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域までに地種区分する。

① 第1種特別地域

上記、アの枢要部で、自然環境の保全上、最も重要なシンボル地域及び風致を維持する必要性が最も高い地域であって現在の景観を極力保護することが必要な地域。

② 第2種特別地域

上記、アの残りの地域で、第1種特別地域に準ずる地域であって風致を維持する必要がある地域。

③ 第3種特別地域

上記、イの地域を対象とする斜面地の農耕地跡及び山地の自然林及び植林地。

④ 普通地域

上記、ウの地域を対象とする集落や耕地地域及び保安林で、自然公園の利用上、特別地域と関連する地域。

⑤ 海面普通地域

陸域公園区域の地先にあつて、自然環境保全上、レクリエーション利用上、関連する海面。

(2) 利用の要点

- ア. 海岸や斜面地の植物、地形、地質的資源を対象とする自然探訪型レクリエーション、民俗文化財や集落等の歴史的、風土的資源を対象とする人文研究等、渡名喜島の本来の魅力を楽しめる風土探訪型レクリエーションを推進する。
- イ. 県外および沖縄本島を対象とする海洋性レクリエーションエリアとして、水泳、ボート、ヨット、ダイビング等、海洋レクリエーションを推進する。
- ウ. アおよびイに関連するハイキング、ピクニック、キャンピングの普及振興と、将来的な余暇動向を受けて、休養・避寒等、保養レクリエーションへの対応を図る。
- エ. 温暖な気候・風土を活かし、通年的にかつ家族的に楽しめる施設整備の推進を図る
- オ. 主な海浜レクリエーションエリアや景勝地を単独施設整備地点として整備する。

2. 保護計画

(1) 保護規制計画

ア. 特別地域

次の区域を特別地域とする。

表1. 特別地域総括表

村名	区域	面積 (ha)
島尻郡渡名喜村	渡名喜島の一部	251
合 計		251

表2. 特別地域内訳表

区分 村名	区域	面積 (h a)
島尻郡 渡名喜村	第1種特別地域	
	渡名喜島の一部	77
	小 計	77
	第2種特別地域	
	渡名喜島の一部	6
	小 計	6
	第3種特別地域	
	渡名喜島の一部	168
	小 計	168
	合 計	

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

表3. 第1種特別地域内訳表

名称	区域	区域の概要	面積 (ha)
西海岸崖地	島尻郡渡名喜 村渡名喜島の 一部	渡名喜島南部山塊からやや孤立した円錐形のカルスト丘で、海岸側の斜面は風雨に晒され、溶蝕したカレンが見られる。植生は、ススキ・チガヤ・テッポウユリが優先するが、頂付近にリュウキュウマツ二次林が見られる。また、カレン地形にはソテツ群落が見られる。	7
東海岸崖地 及び 大岳丘陵地	島尻郡渡名喜 村渡名喜島の 一部	渡名喜島東海岸の壁状の崖で、風雨に晒され、溶蝕した岩肌が独特な景観を形成している。植生は、岩の間にソテツ群落が卓越している。 大岳(179m)の標高100m以上の頂上部と東側の崖地を含んでおり、崖はアダン、オオハマボウ、ハマイヌビワ等の海岸植生で覆い、標高140mまでむき出しの岩肌が切り立っている。	20
南部海岸域	島尻郡渡名喜 村渡名喜島の 一部 (ナガバラ崎 、グルクの崎 、島尻崎 、ヲモの崎)	島の南部海岸一帯部で、標高が50～170mの断崖になっている。 崖上は、大海に開けた雄大な景観の眺望点となっている。	50
合		計	77

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

表4. 第2種特別地域内訳表

名称	区域	区域の概要	面積 (ha)
義中山丘陵地	島尻郡渡名喜村渡名喜島の一部	義中山(137m)の標高100m以上の頂上部。 西側の斜面地では海岸に面して古生代石灰岩の奇岩が露出し、独特な景観を形成している。植生は岩の間にソテツ群落が卓越している。	6
合 計			6

(ウ) 第3種特別地域

表5. 第3種特別地域内訳表

名称	区域	区域の概要	面積 (ha)
北部丘陵地	島尻郡渡名喜村渡名喜島の一部 (西森、里)	標高146mの西森岳から里遺跡に連なる丘陵地とこれを取りまく海岸部一帯で、植生はチガヤ・ススキ群落・テッポウユリ・ツリガネソウ等があり、一部にリュウキュウマツ二次林やリュウキュウチク群落が見られる。里遺跡から対岸の入砂島にかけての眺望が優れている。	50
南部丘陵地	島尻郡渡名喜村渡名喜島の一部(第1種・第2種特別地域を除く地域)	リュウキュウマツ群落、ソテツ群落、チガヤ・ススキ群落・テッポウユリ等多様で、一部にリュウキュウチク群落が見られる。	118
合 計			168

イ. 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

表 6. 普通地域表

村 名	区 域	面積 (h a)
島尻郡渡名喜村	字渡名喜の一部	91
	陸域の公園区域の地先海面	1,260
合 計		1,351

3 利用計画

(1) 利用施設計画

ア. 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

表7. 単独施設地区表

番号	種 類	位 置	整備方針
1	宿舎、野営場	島尻郡 渡名喜村 渡名喜島	渡名喜島の宿泊の拠点として宿泊と野営及びこれに付帯する広場、園地休憩施設を整備し、利用の促進を図る。
2	舟遊場	島尻郡 渡名喜村 渡名喜島	渡名喜島周辺海域における海洋レクリエーションの拠点地として舟遊場を整備する。
3	水泳場	島尻郡 渡名喜村 渡名喜島	東の浜、安在良の浜を渡名喜村の水泳の拠点地として水泳場を整備し、利用の促進を図る。
4	園 地	島尻郡 渡名喜村 渡名喜島	西森及びグルクノ崎崖上における眺望と休憩等のための利用施設として展望施設等を整備し、利用の促進を図る。